

平成29年度 第2回鹿児島空港周辺地域環境整備委員会

日時：平成29年10月12日（木）

午後5時～

場所：溝辺公民館 第3研修室

会 次 第

1. 開会
2. 委員委嘱
3. 委員長あいさつ
4. 委員会の運営について
5. 協議事項
 - 1) 国（国土交通省航空局）による騒音調査について
6. その他
7. 閉会

鹿児島空港周辺地域環境整備委員会 委員名簿

	団体名	役職	氏名(敬称略)
(1) 企画部長			
	霧島市	企画部長	満留 寛
(2) 地区自治公民館代表 (12名以内)			
	陵北地区自治公民館	館長	今吉 法行
	大川内岡地区自治公民館	館長	今島 六男
	石峯地区自治公民館	館長	末永 利治
	麓原地区自治公民館	館長	米丸 純一
	玉利地区自治公民館	館長	山下 初男
	陵南地区自治公民館	館長	松崎 誠
	論地地区自治公民館	館長	末重 勝
	三縄地区自治公民館	館長	東郷 護寛
	水尻横頭地区自治公民館	館長	岩元 武二
	中福良地区自治公民館	館長	徳丸 靖人
	日当山地区自治公民館	館長	土井 忠彦
	姫城地区自治公民館	館長	万膳 洋孝
(3) 識見を有する者 (5名以内)			
	元溝辺町議会事務局長・元霧島市合併協議会委員		今島 光
	溝辺地区民生員児童委員協議会	溝辺地区民生委員 児童委員	米丸 万里子
	溝辺地区自治公民館連絡協議会	会長	岩元 晃一
	隼人地区自治公民館連絡協議会	会長	林 慶藏
	迫間自治会	会長	末永 實

※ 本委員の任期は、平成29年5月31日から平成31年5月30日までとする。

ただし、姫城地区自治公民館 万膳委員の任期は、平成29年10月12日から平成31年5月30日までとする。

○鹿児島空港周辺地域環境整備委員会設置規則

平成17年11月7日

規則第25号

改正 平成18年3月31日規則第51号

平成19年3月31日規則第21号

平成27年4月30日規則第28号

平成28年11月18日規則第36号

(設置)

第1条 鹿児島空港周辺地域環境整備基金条例(平成17年霧島市条例第87号。以下「条例」という。)第1条の目的を達成するため、鹿児島空港周辺地域環境整備委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(委員会)

第2条 委員会の委員は、18名以内をもって構成する。

(1) 企画部長

(2) 地区自治公民館代表 12名以内

(3) 識見を有する者 5名以内

2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

3 委員の任期は、2年以内とする。ただし、任期中であってもその本来の職を辞したときは、委員の職を失うものとする。

4 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任を妨げない。

(任務)

第3条 委員会は、条例の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議する。

(1) 環境整備の基本的基準に関する事項

(2) 鹿児島空港周辺地域環境整備事業計画に関する事項

(3) その他必要な事項

(会議)

第4条 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

2 委員長が必要があると認めるときは、専門家又は関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(審査会)

第5条 必要に応じ、委員会に審査会を置くことができる。

2 審査会は、委員会において指名する者5人以内で構成する。

3 審査会に座長及び副座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

(審査会の任務)

第6条 審査会は、霧島市航空機騒音対策住宅騒音防止工事施工住宅補修費等補助金交付

要綱(平成17年霧島市告示第17号)第4条(その他市長が特に必要と認める事業にかかわるものに限る。)による事業の申請につき、審査する。

2 審査会は、申請に係わる事業について適又は不適を委員長を通じて市長に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画部企画政策課が行う。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成17年11月7日から施行する。

附 則(平成18年3月31日規則第51号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月31日規則第21号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成27年4月30日規則第28号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年11月18日規則第36号)

この規則は、公布の日から施行する。

鹿児島空港における騒音実態調査について

○目的

鹿児島空港においては、運用時間の延長や航空会社による新型機の導入などの背景から、空港周辺地域の騒音対策のさらなる強化に関する要望が寄せられている。騒音対策に関しては、環境基準との関係で必要性・有効性を考慮して検討する必要がある、本調査では、当該検討を進めるために騒音の現状を把握することを目的とする。

○調査内容

①新型航空機の運用開始に伴う各種騒音調査

ATRなどの新機種について、航空機騒音の影響範囲を予測するために必要な航空機個々の騒音基礎データを作成する。具体的には、飛行騒音、地上走行騒音、エンジン試運転騒音等を測定し、結果を分析することによって基礎データを取得する。

②空港周辺地域での騒音実態調査

空港周辺地域において、航空機の離着陸及び地上運航に伴う騒音を測定する。調査箇所は2箇所、測定期間は7日間程度を予定。

③滑走路側方の騒音実態調査

滑走路側方における地上滑走中及び低高度飛行時の騒音を測定し、データを取得する。

○スケジュール

11月下旬（7日間程度）	調査実施
平成30年3月	調査結果の報告（必要に応じ中間報告）

○今後の予定

調査結果を踏まえ、騒音対策の必要性・有効性について検討。

騒音調査の実施について

H29.10.6 鹿児島県企画部交通政策課

霧島市企画部地域政策課

1. 以下のとおり、国（国土交通省航空局）による騒音調査が実施されることとなりましたので、お知らせします。

- スケジュール：平成 29 年 11 月下旬 調査実施（約 1 週間）
（予定） 平成 30 年 3 月 調査結果発表
- 調査内容： i) 新型航空機の運用開始に伴う各種騒音調査
（エンジンテスト騒音調査含む）
ii) 空港周辺地域での騒音実態調査（2 箇所）
iii) 滑走路側方での騒音調査

2. このうち、ii) の空港周辺地域での騒音実態調査につきましては、地元の意向を踏まえて調査箇所を決定することとされております。

そこで、調査箇所の検討にあたり、以下の内容について環境整備委員会で御意見を頂戴したいと考えております。

- これまでに開催された住民説明会、環境整備委員会においては、ヘリコプターやセスナ機等の小型機の騒音について多くの御意見・御要望を頂いている。
（石峯，麓原，玉利，陵南，論地，大川内岡，迫間，環境整備委員会）

これらの御意見を踏まえ、今回の調査においてはヘリコプターやセスナ機等の「小型機の騒音に関する調査」を実施するよう国へ要望したい。

- 小型機の飛行エリアは別紙のとおり（鹿児島空港事務所へ確認）
 - ・ 離陸ルート：滑走路の先から左（西）方向へ向かい、国道 504 号と県道 40 号の交差点付近の上空を通る。
 - ・ 着陸時上空待機エリア：陵南中学校の上空付近
- よって、以下の 2 エリアで、それぞれ調査を行うよう国へ要望したい。
 - ・ 国道 504 号と県道 40 号の交差点付近（別紙①：離陸ルートエリア）
 - ・ 陵南中学校付近（別紙②：着陸時上空待機エリア）

なお、調査機器を設置する具体的な場所については、高速道路や生活音との関係等を考慮して決定する必要があることから、専門知識を有する国へ一任したいと考えております。

以 上

鹿児島空港国際線 冬期スケジュールについて

1. ソウル線（大韓航空）の増便

- 増便実施期間：平成 30 年 1 月 2 日～3 月 24 日
- 運航日：現行の週 3 便（水・金・日）に、週 2 便（火・土）が加わり、週 5 便となる。

	月	火	水	木	金	土	日
運航計画	—	増便	○	—	○	増便	○

- 運航ダイヤ：現行と比較し、日曜便が 4 時間ほど遅く設定されている。

運航日	ソウル発	鹿児島着	鹿児島発	ソウル着
火・水・金・土	08:45	10:20	11:30	13:15
日	17:10	18:45	20:20	22:05

2. ソウル線（イースター航空（LCC））の新規就航

- 運航スケジュール
 - 平成 29 年 11 月 1 日～12 月 20 日，平成 30 年 3 月 1 日～3 月 24 日
 - 週 3 便（水・金・日）

	月	火	水	木	金	土	日
運航計画	—	—	○	—	○	○	—

- 平成 29 年 12 月 21 日～平成 30 年 2 月 28 日
- 週 7 便（毎日）

	月	火	水	木	金	土	日
運航計画	○	○	○	○	○	○	○

- 運航ダイヤ：

ソウル発	鹿児島着	鹿児島発	ソウル着
14:45	16:35	17:30	19:35

3. プサンチャーター便（エアプサン（LCC））の運航

- 運航期間：平成 29 年 10 月 5 日～28 日の週 3 便（火・木・土）
- 運航数：全 11 往復
- 運航ダイヤ：

プサン発	鹿児島着	鹿児島発	プサン着
09:00	10:15	11:10	12:25

4. シンガポールチャーター便（シルクエアー）の運航

- 運航期間：平成 29 年 11 月 20 日・24 日，平成 30 年 3 月 24 日・28 日（全 2 往復）
- ※ 運航ダイヤは調整中